

石綿による健康被害の救済に関する法律（仮称）案大綱

第1 目的

この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図ることを目的とすること。

第2 指定疾病

この法律においては、指定疾病を定めるものとする。

第3 救済給付

1 救済給付の種類

この法律による給付（以下「救済給付」という。）は、次のとおりとすること。

- (1) 医療費
- (2) 療養手当
- (3) 葬祭料
- (4) 特別遺族弔慰金

2 認定

指定疾病にかかっていると認められる者（労災補償の対象者を除く。）の申請に基づき、当該指定疾病が石綿によるものである旨の認定を行うものとする。

3 医療費の支給

2の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が当該認定に係る疾病について医療を受けたときは、当該医療に要する費用（自己負担分）を支給するものとする。

4 療養手当の支給

療養手当は、被認定者の請求に基づき支給するものとする。

5 葬祭料の支給

葬祭料は、次のいずれかに該当する者の請求に基づき支給するものとする。

- (1) 被認定者であって当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した者の葬祭を行う者
- (2) この法律の施行前に石綿による指定疾病により死亡した者の遺族（第5の対象者を除く。6においても同様。）

6 特別遺族弔慰金の支給

(1) 特別遺族弔慰金は、この法律の施行前に石綿による指定疾病により死亡した者の遺族の請求に基づき支給するものとする。

(2) (1)の給付の支給に関する申請期間を設けるものとする。

7 機構の活用

2から6までの業務の全部又は一部を独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、機構は、申請に関する業務を機構以外の者（例えば保健所）に委託することができるものとする。

第4 費用

1 費用の徴収及び納付義務

(1) 政府は、救済給付の支給に要する費用及び事務の処理に要する費用に充てるため、次に掲げる者から費用を徴収するものとする。

ア 労働者を雇用する事業主

イ 船員を雇用する船舶所有者

(2) 政府は、救済給付の支給に要する費用及び事務の処理に要する費用に充てるため、一定の要件に該当する事業主から追加費用を徴収するものとする。

(3) (1)の事業主及び船舶所有者並びに(2)の事業主は、費用を納付する義務を負うものとする。

2 費用の徴収方法

費用の徴収に当たっては、労働保険徴収システムを活用する（1(1)アの事業主に限る。）ものとするほか、政府は、機構を活用することができるものとする。

3 基金の創設等

(1) 機構は、救済給付の支給に要する費用及び事務の処理に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、1(1)及び(2)により事業主及び船舶所有者から徴収した費用をもってこれに充てるものとする。

(2) 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用及び事務の処理に要する費用に充てるための資金を拠出することができるものとする。

(3) 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができるものとする。

第5 労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

1 石綿による指定疾病により死亡した労働者（特別加入者を含む。）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したものに対し、その請求に基づき、同法に基づく給付に準じた遺族特別給付金を支給するものとする。

2 1の給付の支給に関する申請、決定及び給付は労働基準監督署長が行

うものとする。

3 1の給付の支給に関する申請期間を設けるものとする。

4 1に要する費用は、労働保険特別会計労災勘定から負担するものとする。

第6 不服申立て

第3の認定又は救済給付の支給に関する処分に不服がある者の審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対して、第5の給付の決定に不服がある者の審査請求は、労働者災害補償保険審査官に対してするものとする。

第7 その他

1 救済給付の支給に関して必要な経過措置を設けるものとする。

2 この法律の見直しに関する所要の規定を設けるものとする。

第8 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第3、第5及び第6は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第4の1及び2は平成19年4月1日から施行するものとする。

石綿健康被害救済制度について

1. 制度の概要

既存の制度では救済が困難である石綿による健康被害者について、国、地方公共団体及び事業者の拠出による基金により、隙間を生じないように、迅速な救済を行う。

2. 対象疾病

- ①石綿を原因とする中皮腫
- ②石綿を原因とする肺がん

3. 救済給付

- ①医療費 自己負担分
- ②療養手当 約10万円/月
- ③葬祭料 約20万円
- ④特別遺族弔慰金 280万円（法施行前の死亡者に限る。）

4. 給付金に係る費用

- ① 国による拠出
- ② 地方公共団体による拠出
- ③ 事業者による拠出
 - ア) 労働者の雇用する事業主等による拠出
 - イ) 石綿との関連が特に深い一定要件に該当する事業主による追加費用の拠出

※ 国は、事業者の不存在分を考慮し、制度の早急かつ安定的な立ち上げのため拠出。

※ 事業主等からの拠出額は、一定の料率（労働保険料の料率に上乘せ）を賃金総額に乗じて算定。追加費用の拠出を求める事業主については、「一定の要件」を検討中。

5. 労災補償を受けずに死亡した労働者の特例

労働者（特別加入者を含む。）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したものに対し、同給付に準じた遺族特別給付金を支給する。

遺族特別給付金の支給に要する費用は、労働保険特別会計労災勘定から負担する。

6. 制度の見直し

制度の施行後5年以内に、産業界を含め広く関係者の意見を聴きつつ制度の施行状況について検討を加え、必要な見直しを実施。

7. 施行期日

被害者の救済は法案成立後早急に実施。また、事業主等からの費用の徴収は平成19年度から実施。

アスベスト健康被害救済制度において事業者に負担を求める考え方

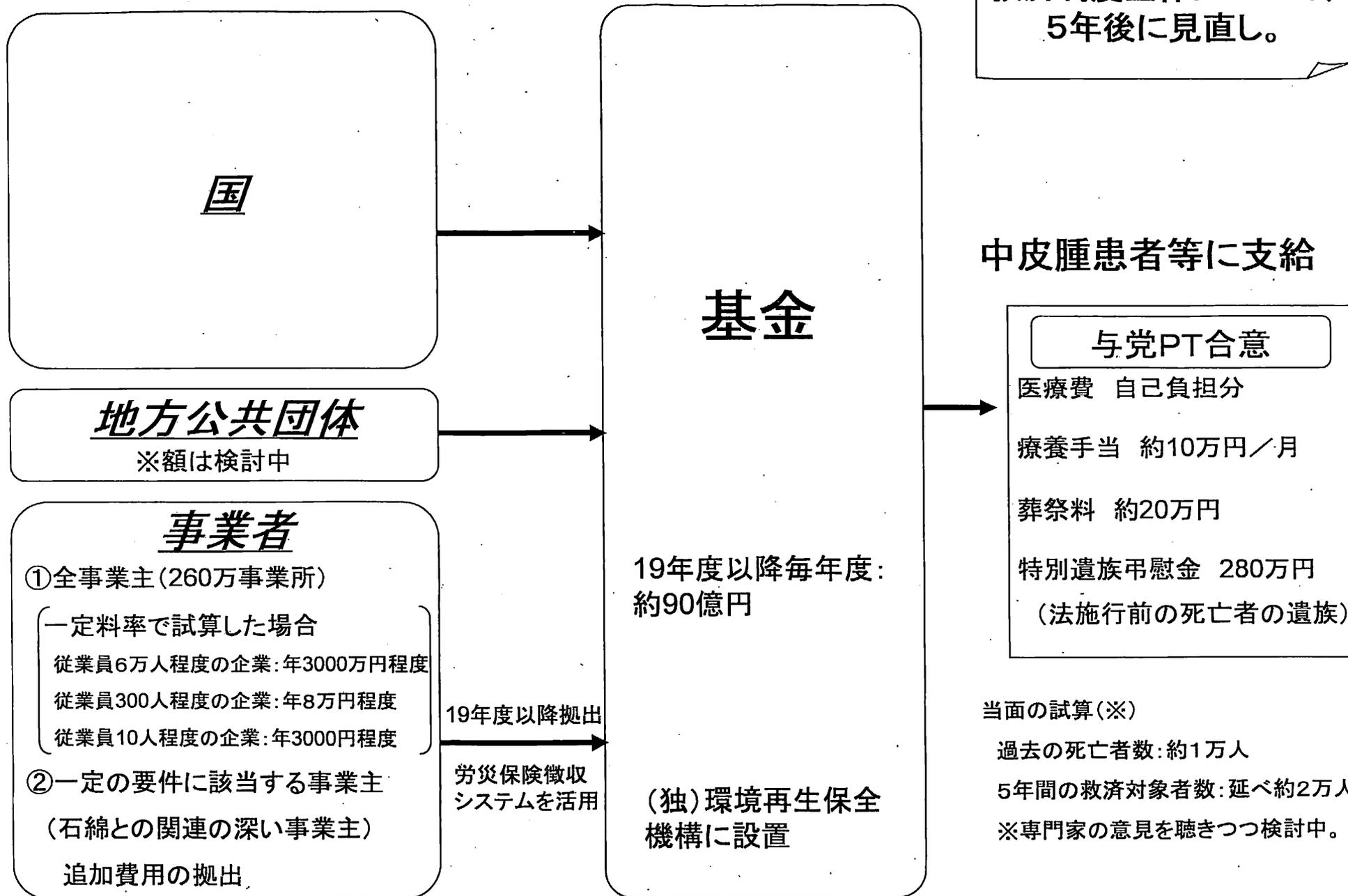
1. 全事業者に費用負担を求める理由

- 石綿は、例えば、建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニングやクラッチフェーシング、発電所のパッキン、水道管等に使用されてきた実態があり、産業基盤となる施設、設備、機械等で広く使用されてきたもの。およそ事業活動を営む全ての者が、石綿を使用した建築物を事務所とし、石綿を使用した自動車を営業車として使用し、石綿含有パッキンを使用した発電所で発電された電気を使用し、石綿を含有したセメント水道管を通じて届いた水を使用したこと等を通じて、これら産業基盤に依拠して営利活動を行ってきたのであり、事業活動を通じて石綿の便益を享受してきたと考えられる。したがって、石綿の便益を被り経済的利得を得てきた事業者全てにおいて、石綿の健康被害の救済費用を負担して頂くことが妥当である。
- 一方、事業者のうち石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる者には、石綿による健康被害の救済についてより大きな責任を負うべきものと考えられることから、全事業者共通の負担に加えて更なる負担を求めることとする。
- ただし、労働者を雇用していない個人事業者については、一般的に事業規模が極めて小さく、事業活動に伴って石綿から享受した便益の度合いが小さいことや、負担能力が著しく劣ることを勘案し、費用負担を求めないこととする。また、今回、事業者からの費用徴収は、その効率性という観点から労働保険の徴収システムを活用することとしているところ、労働者を雇用していない個人事業者の大半は労働保険に加入しておらず、この点からもそうした取扱いが必要となっている。
- なお、一般国民も日常生活において水や電気を使用しており、その意味で、石綿の使用による受益がないとは言えないものの、事業活動による経済的利得とは大きく異なるものであることから、負担を求めることはしない。

2. 全事業者に対する負担額算定の方法

- 産業基盤として活用されてきた石綿の便益をあらゆる事業者が享受してきたことから、全事業者に対して負担を求めるという考え方に基づけば、事業者が石綿の便益を享受した度合いに従って負担を求めることが妥当と考えられる。更に、事業者が石綿の便益を享受する度合いは、その事業活動の規模に依拠することとなるため、事業活動の規模を表象する指標を負担額決定の基礎とすることが妥当。こうした考えから、具体的には、事業活動の規模を表すとともに、石綿から享受した便益の度合いを的確に反映する指標としては賃金総額が妥当であると考えられ、これに一定の率を乗じて各事業者の負担金額を算出するものとする。（今回の負担額徴収に活用する労災システムにおいても賃金総額を基礎としている）。
- なお、会計上の利益概念（粗利、営業利益、経常利益）を基礎として負担額を決定する場合、石綿を活用した産業基盤の恩恵を被っているにも関わらず、赤字企業からは負担を求めることが不可能となる。したがって、会計上の利益が石綿からの裨益度合いを表しているとは言い難く、これを負担額決定の基準とすることは適切とは考えられない。
- また、事業活動の規模を表象する指標としては、資本金や労働者数も想定し得るが、これら指標は、例えば、少ない資本金であっても石綿使用から多大な利益を上げた場合のように、石綿の便益を享受した度合いを的確に反映しない可能性がある。
- 石綿との関係が特に深い事業活動を行ってきた事業者の負担額については、今後、その選定の要件とともに更に検討を行い、決定する。

救済金額等のイメージ



石綿による健康被害問題等について

石綿(アスベスト)とは

火成岩が自然現象の力により
綿状に変化したもの

太古より、火山活動で火成岩の一種である超塩基性岩の地殻内マグマの裂け目に水が浸入し、非常に高い圧力のもとで熱水作用を受け、その裂け目に繊維状結晶が生成

石綿の種類

クリソタイル(白石綿)

アモサイト(茶石綿)

クロシドライト(青石綿)

石綿の用途、使用量

○石綿の特性：不燃性、耐熱性、耐腐食性等

- 用途例：
- ・石綿紡織品(石綿糸、石綿布、石綿パッキングひも等)
 - ・石綿含有建築材料(石綿スレート、石綿セメント円筒等)
 - ・シール材(パッキング、ガスケット等)
 - ・石綿板、石綿紙
 - ・摩擦材(ブレーキライニング、クラッチフェーシング等)
 - ・保温材(石綿保温材、石綿保温筒等)
 - ・吹き付け石綿
 - ・石綿タイル

石綿に関する規制の経緯

EUとほぼ同時期に規制を実施

昭和46年	石綿の発散を防止するための <u>製造現場における対策を措置</u> 〔労働安全衛生法〕
昭和47年	ILO、WHOが公的に石綿のがん原性を認める。
昭和50年	石綿の吹付作業の原則禁止等、 <u>建設・解体現場の対策も措置</u> 〔労働安全衛生法〕
平成元年	<u>製造現場から外部への排出を規制</u> 〔大気汚染防止法〕
平成7年	<u>有害性の高い石綿(青石綿、茶石綿)の製造等を禁止</u> (EUは平成5年に禁止) <u>比較的有害性の低い白石綿についても、措置を拡充</u> 〔労働安全衛生法〕
平成8年	<u>解体現場から外部への排出を規制</u> 〔大気汚染防止法〕
平成15年	<u>有害性の低い白石綿を含有する製品の製造等を原則禁止</u> 〔労働安全衛生法〕 (EUは平成17年に禁止)

(注) 米国では平成5年以来一部の製品(一定の紙製品など)だけが使用禁止。有害性の極めて高い青石綿を建材、自動車部品等に現在も使用可能。

石綿の輸入量の推移

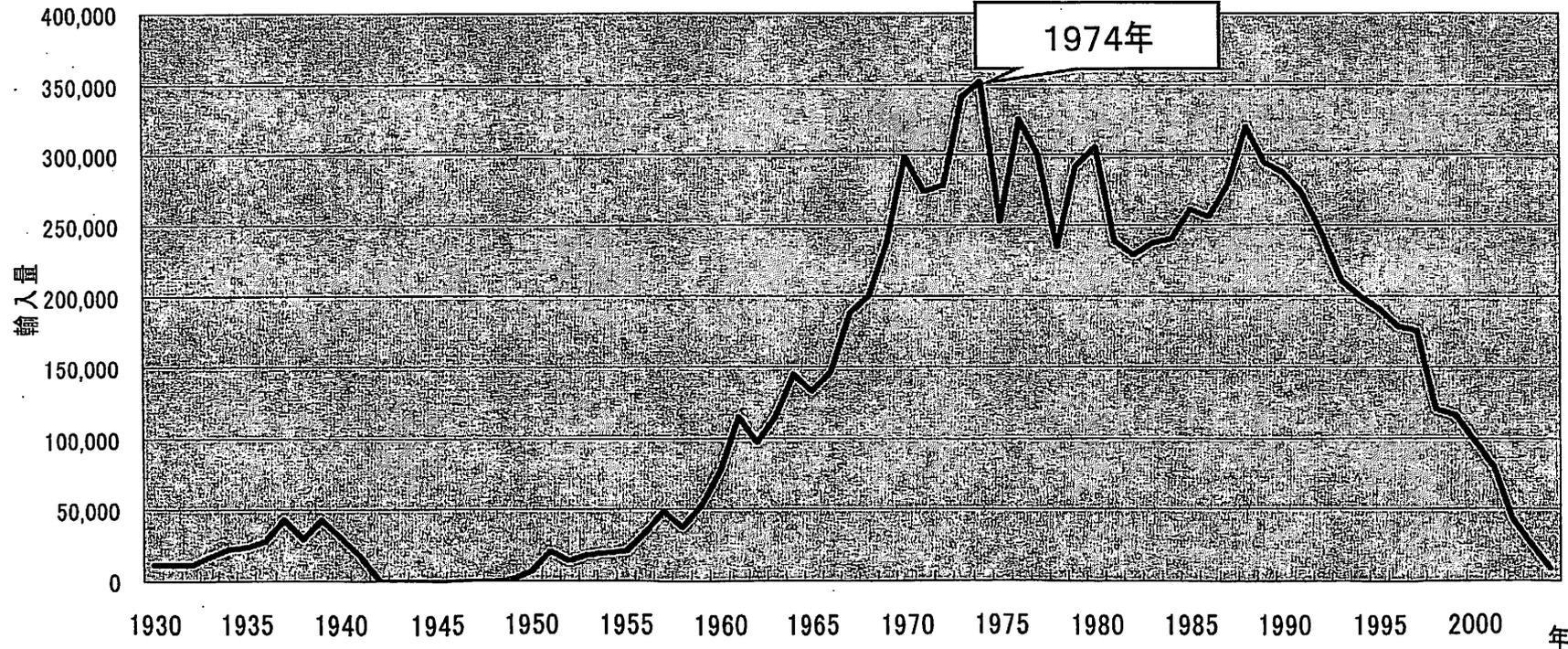
※輸入量のピーク

○1974年(昭49) 352,110(t)

※輸入総量

○1930~2004 9,887,816(t)

日本の石綿輸入量の推移



出典: (社)日本石綿協会ホームページより

石綿による健康被害について

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康被害が発生するおそれがある。
これらの疾病については、石綿粉じんのばく露から発症までの期間が相当長いことがある。

①中皮腫(がんの一種)

肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍。

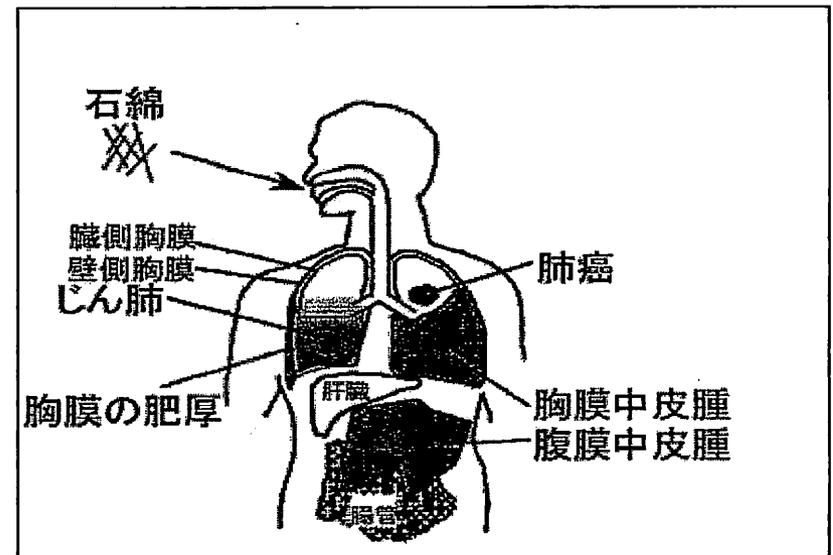
②肺がん

肺にできる悪性の腫瘍。

③その他

・石綿肺(じん肺の一種)

肺が線維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがある。



中皮腫死亡者数、石綿による労災認定件数の推移

○中皮腫死亡者数の推移

年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
死亡者数	500	576	597	570	647	710	772	810	878	953

(出典:厚生労働省人口動態調査)

※人口動態調査における死因の分類は、世界各国と同様にWHOの勧告に準拠して適用している。

平成6年以前は、WHOの勧告が中皮腫と他の死因を合わせた区分となっていたため、「中皮腫」のみの統計はない。

○石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況

年度	～54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4
石綿にさらされる業務による肺がん	18	1	2	7	4	3	7	5	8	7	9	10	10	9
石綿にさらされる業務による中皮腫	1					4	4	9	2	3	10	6	8	14
合計	19	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
石綿にさらされる業務による肺がん	11	9	10	15	12	23	17	18	21	22	38	58	354
石綿にさらされる業務による中皮腫	10	12	13	12	10	19	25	37	34	56	85	128	502
合計	21	21	23	27	22	42	42	55	55	78	123	186	856

(出典:厚生労働省調べ)

※「石綿にさらされる肺がん又は中皮腫」が業務上の疾病の範囲を定める「労働基準法施行規則」別表第1の2に規定されたのは昭和53年4月である。